

早期復旧を目指して！ 災害復旧工事



現在、北海道開発局・北海道・町などが災害復旧工事を行っています。工事の実施にあたって各発注機関と受注業者による安全連絡協議会を設置し、連携して交通安全や環境の保全に努めています。大量の土砂を運ぶため多くのダンプカーが走行するなど、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

胆振東部地震災害復旧工事厚真町安全連絡協議会
問い合わせ ☎080-2867-6611
建設課 土木グループ ☎27-2451

●道路・橋梁の復旧工事（北海道）
北海道が管理する道路や橋梁工事は、3月末までに大部分の箇所の復旧工事が完了しました。今年度は、上幌内早来停車場線の吉野地区や富里地区と平取厚真線の宇隆地区など、残る箇所の復旧工事を進めていきます。今後ともご協力を願います。

〔道道千歳鶴川線 豊年橋〕



〔東和地区復旧状況〕



被災直後（平成30年9月）



施工中（令和元年12月）



復旧工事完了（令和2年3月）

●灌漑施設の復旧工事（北海道開発局）
令和元年度末の直轄災害復旧事業（勇払東部地区）の進捗率は約18%です。今年度は、厚真ダムの洪水吐の復旧を開始すると共に、のり面保護の施工を行います。用水路のうち、幹線の厚幌導水路は厚幌ダム下流からウクル川横断まで、支線用水路は3区用水路

（幌内、富里、吉野地区）、5区第2用水路（東和、朝日地区）、豊川用水路、富野用水路、9区用水路（上厚真、共和地区）の復旧工事を実施する予定です。復旧を終えた区間については、通水試験で安全を確認した上で、来年度の営農から一部利用する予定です。

住まいの再建相談会

町・金融機関・住宅建築の専門家が
住まいの再建相談を個別に各ブースで受け付けます。

と き 6月19日（金）14時～20時
最終受付：19時30分

参加費無料

予約不要

ところ 総合福祉センター

※予約は不要ですが、予約すると1世帯1時間まで待ち時間なしでご相談いただけます。

※住宅建築の専門家に相談の場合、6月16日（火）までに予約が必要です。

新型コロナウイルス
感染防止対策にご協力ください

- ・咳エチケットにご協力ください。
- ・風邪などの症状がある場合は参加をご遠慮ください。
- ・状況により延期する場合があります。

予約・問い合わせ まちづくり推進課 地方創生・復旧復興計画策定室 ☎27-3179

胆振東部地震 復旧・復興通信

地域再生計画の作成について

町北部の被害が甚大な地区（幌内・富里・高丘・吉野）では、今後の安全な暮らしと災害に強い地域の実現に向け、住まいや道路、避難所の整備等について地域の皆さんと話し合いを進めてきました。これまでの話し合いの結果を踏まえて、「北部4地区地域再生計画（案）」を作成し、今後、計画の内容について地域住民に説明会を開く予定です。

集落アドバイザー着任

4月から、楠木 哲郎さん（富里・71歳）が町集落アドバイザー（北部4地区担当）に着任しました。集落アドバイザーは、胆振東部地震で甚大な被害を受けた地域の課題や被災された方々の要望等を調査し、地域再生を目指して活動していきます。



楠木 哲郎さん

それぞれの地区の課題や被災された方々の不安等はさまざまですが、民生委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、長期的な視点でサポートし、北部4地区の地域再生に向けて取り組んでいきます。

被災代替家屋・被災代替償却資産に係る固定資産税の軽減について

被災した家屋の代替家屋または被災した償却資産の代替償却資産の固定資産税が軽減される場合があります。該当すると思われる方は、お問合せください。

- 軽減内容
代替家屋または代替償却資産の固定資産税額のうち、課税される最初の年度から4年度分の税額が2分の1に軽減されます。
- 対象代替家屋
以下の要件を全て満たす家屋
・り災証明書で半壊以上の判定を受けた家屋の代わりとして新たに取得したと認められる家屋
・被災した家屋と種類（用途）または使用目的が同一である家屋
・令和5年3月31日までに取得した家屋
- 対象代替償却資産
以下のいずれかを満たすもの
・被災した償却資産の代替として取得した資産で、種類が同一および用途が同一であるもの。（被災償却資産等が除去等の処分がされているもの）
・被災により損壊した償却資産の改良を行った場合における改良費。（被災前よりも資産価値が向上したものと認められるものに限る）
・令和5年3月31日までに取得した償却資産
- 問い合わせ
住民課 税務グループ ☎27-2481
（役場庁舎別館前プレハブ）

災害復興住宅融資の郵送による申し込みは9月6日まで

住宅金融支援機構では胆振東部地震で被災された住宅の建設・購入・補修のため「災害復興住宅融資」の申し込みを郵送で受け付けています。

- 対象者
建設…全壊のり災証明書取得者（大規模半壊・半壊でも対象となる場合があります）
補修…一部損壊以上のり災証明書取得者
- 融資限度額
建設…建設資金1,680万円、土地取得資金970万円、特例加算額520万円、整地資金450万円
補修…補修資金740万円、整地資金・引方移転資金450万円
- 融資金利
年0.44%（6月1日現在）
※特例加算額は年1.34%
- 郵送申込受付期間
9月6日（日）まで（当日消印有効）

詳しくは住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。

●問い合わせ
住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） ☎0120-086-353
受付時間：9時～17時（日曜・祝日）

町では、胆振東部地震からの復旧・復興を目指し、4月1日に「厚真町復旧・復興計画 第2期」を策定しました。計画に掲載している事業の詳細や、今年度中に策定する第3期計画の進捗状況について紹介していきます。

「まちづくり推進課 地方創生・復旧復興計画策定室 ☎27-3179」

計画本編は町ホームページからダウンロードできるほか、印刷した冊子をまちづくり推進課で配布しています。

